

## 県民参加の森林づくり事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、本県の森林がすべての県民に多様な恩恵をもたらしている観点から、水源地や人家、公共施設の上部等に位置する荒廃した森林の再生を図るために、地域住民やNPO、ボランティア団体等（以下「CSO等」という。）が、荒廃した森林の復元や保全活動に資する事業を行う場合において、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助の対象事業区分、事業実施主体、補助対象経費及び補助率)

第2条 補助金の対象となる事業区分、事業実施主体、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書（以下「申請書」という。）は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、毎年度知事が別に定めることとし、その提出部数は1部とする。

3 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

4 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

### (補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、第2条別表に定める事業区分の補助金額の額に変更を及ぼさない場合において、次の各号のいずれかに該当する変更については、この限りでない。

ア 補助事業の内容のうち、植栽本数、間伐面積等の30%以内の減

イ 補助対象経費のうち、資材費の増額又は30%（30%に相当する額が50,000円以下である時は50,000円）以内の減額

ウ 補助対象経費のうち、資材費を除く経費毎の減額又は30%以内（30%に相当する額が50,000円以下である時は50,000円）の増額

(3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、別紙（「佐賀県ローカル発注促進要領」（平成24年10月9日付け商第1251号））のとおり県内企業と契

約するように努めなければならない。

- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
  - (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
  - (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- 2 前項第2号の規定により知事に変更の承認を受けようとする場合の変更申請書は、様式第2号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

#### (実績報告)

第5条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）の日から30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の3月10日（補助金が全額概算払で交付された場合は、翌年度の4月30日。）のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 第3条第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、その金額を補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第3条第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額して報告した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

#### (補助金の交付)

第6条 この補助金は、補助事業者から請求があり、知事が必要と認めた場合は、概算払いで交付することができるものとする。

- 2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、様式第4号及び様式4号の2並びに様式第5号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

#### 第7条 事業完了確認報告

知事は、事業実施主体から第5条に規定する実績報告書が提出されたときは、原則、現地において事業完了確認を実施し、その結果について 事業完了確認報告書（様式第7号）を作成し、関係書類等を添付するものとする。

- 2 知事は、第6条により概算払の請求があった場合には、原則、現地において出来高を確認するものとする。

- |   |   |                          |
|---|---|--------------------------|
| 附 | 則 | この要綱は、平成20年度分の補助金から適用する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成21年度分の補助金から適用する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成22年度分の補助金から適用する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、平成25年度分の補助金から適用する。 |
| 附 | 則 | この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。  |

別表(第2条関係)

事業区分	事業実施 主 体	補助対象経費	補助率
県民参加の 森林づくり 事業費	公募によって 選出された CSO等	CSO等が企画・立案し、自らが実践する 荒廃森林の再生につながる森林づくり活 動に要する経費で以下のとおりとする。  報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、 使用料及び賃借料、その他必要と認める経 費	10/10 以内  ただし、補助金 の上限額は1団 体当たり 200 万円

※公募は、別に定める「県民参加の森林づくり事業募集要領」に基づき実施する。

※CSO等とは、NPO法人、ボランティア団体、自治会、企業労働組合などの組織・  
団体。